

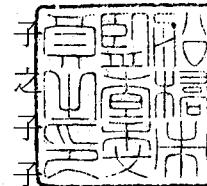
船橋市監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

令和4年12月1日

船橋市監査委員

栗林紀  
同 藤弘  
同 大矢  
同 橋本和



監査対象機関	措置状況報告年月日
市長公室 危機管理課	令和4年10月20日
監査の結果	措置の内容
[要望事項] 物品管理規則第13条第1項では、物品出納員等は、物品の出納、保管その他の状況を明らかにするため、次に掲げる帳簿を備え、整理しなければならないとされ、第1号で備品台帳が規定されているが、所管施設などで保管している備品の台帳上の所在場所が変更されず購入した課のままになっていた。同規則第22条に規定されている物品の調査をはじめ、再度物品管理規則を確認し、適正に事務処理を行うよう要望する。	備品を各所管施設へ移転すると同時に備品台帳上の所在場所を訂正すべきところを、処理が漏れていたため、正しい所在場所へ訂正した。

監査対象機関	措置状況報告年月日
都市整備部 都市整備課	令和4年10月18日
監査の結果	措置の内容
<p>[要望事項]</p> <p>物品管理規則第13条第1項では、物品出納員等は、物品の出納、保管その他の状況を明らかにするため、次に掲げる帳簿を備え、整理しなければならないとされ、第1号で備品台帳が規定されているが、所管施設などで使用している備品の台帳上の所在場所が「保管場所」または購入した課になっていた。同規則第22条に規定されている物品の調査をはじめ、再度物品管理規則を確認し、適正に事務処理を行うよう要望する。</p>	<p>一部の備品について、財務会計システムの備品台帳で所在場所欄が「保管場所」「都市整備課」となっていたのは、財務会計システムにおいて備品台帳に登録される際の初期設定が所管課になることと、システム上の所在場所の選択肢が「駐輪場」「保管場所」「都市整備課」「日の出倉庫」「別館倉庫」「南口地下駐車場」の設定のみであったことから、この区分けに従って入力をしていたためである。具体的な所在場所は備品台帳の備考欄に入力しており、備品台帳の内容としては必要事項を備えていた。</p> <p>現在はシステム上の所在場所の選択肢として新たに84か所の駐輪場、5か所の保管場所を設定し、所在場所欄に反映できるようにした。</p>

監査対象機関	措置状況報告年月日
都市整備部 公園緑地課	令和4年10月18日
監査の結果	措置の内容
<p>① 予算の執行状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市公園条例第23条第4項では、占用料は占用を許可した日から1月以内に占用の期間に係る額を一括して徴収することになっているが、令和3年4月1日付け公園占用許可について、調定が遅れているものがあった。</li> <li>・補助事業に係る消費税等の仕入控除税額に関する取扱については、令和2年度船橋市包括外部監査の結果報告を受け、令和3年6月1日付財第176号通知により、令和3年度以降は市として統一した取扱を行うこととしているが、船橋市花いっぱいまちづくり事業助成金について、当該取扱を行っていなかった。</li> </ul> <p>② 書類の整理状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公有財産規則第22条及び別表では、行政財産の用途又は目的外使用に関することについては、財産主管課の合議を必要としているが、行政財産使用許可について、財産主管課への合議がされていないものがあった。</li> <li>・都市公園条例施行規則第13条では、都市公園条例第26条第1項の規定により使用料等の減額又は免除を受けようとする者は、使用料等減免申請書（第19号様式）により市長に申請しなければならないとされているが、公園施設設置許可について使用料を減免しているにもかかわらず、減免申請書の提出がされていないものが散見された。許可証の交付にあたっては、同条例施行規則第11条第1項第2号に定める第13号様式を使用することとなっているが、様式の記載内容が異なっていた。また、予算会計規則別表第3では、減免の決定に関して法令等で基準が明定されていないものは部長決裁とされているが、課長決裁となっていた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市へ占有者から提出された書類にもとづき、占用箇所等の調査をしたところ、不整合箇所が多数あったため、歳入に関わる重要な事務であることから、正確を期するため、申請者へ指摘したが、その後の申請者の責により、修正手続きが遅延した事案である。 今後については、市の確認後の占有者への書類訂正の時間も考慮しながら調定処理を行っていくことを徹底していく。</li> <li>・要綱に消費税仕入控除税額の項目を設け、申請者に当該項目欄を追加する事で疑義が生じないようわかりやすい申請書に改正することとした。</li> <li>・指摘事項を受け、改めて適用法令等の確認を行うとともに法令等を遵守し、事務手続き遂行に努めることを徹底する。</li> <li>・都市公園条例及び都市公園条例施行規則の規定を遵守し、使用料等の減免を求められる場合は、減免申請書の提出を徹底するとともに様式についても正規の様式に是正し、その上で事務手続きにかかる法令等の基準に沿った事務処理に努めることを徹底した。</li> </ul>

監査対象機関	措置状況報告年月日
都市整備部 飯山満土地区画整理事務所	令和4年10月18日
監査の結果	措置の内容
③ 書類の整理状況 ・予算会計規則別表第3では、国庫支出金及び県支出金に関する事業計画、交付申請及び交付決定通知は部長の専決事項とされるとともに、財政主管課の合議が必要とされているが、社会資本整備総合交付金の交付決定通知について、部長決裁及び財政主管課への合議がされていなかった。	・例規等の確認不足により、部長決裁及び財政主管課への合議がされていなかった。指摘を受け、令和4年度の交付決定通知については適正に事務処理を行っており、今後も決裁の都度、担当者及び係長が決裁区分を確認することとした。

監査対象機関	措置状況報告年月日
道路部 道路管理課	令和4年10月12日
監査の結果	措置の内容
① 予算の執行状況 ・予算会計規則別表第5では、使用料及び手数料（一般的なもの）の調定の時期は使用許可をしたとき又は収入を決定したときとされているが、道路占用料及び行政財産目的外使用料について所定の日に調定されていなかった。 ・道路占用料条例第3条第1項では、「占用料は、占用を許可した日から1月以内に占用の期間に係る額を一括して徴収する。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を4月30日までに徴収する。」とされているが、いずれの占用料の徴収にあたっても 正しい納期設定がされていなかった。	監査後に事務処理を是正し、道路占用許可及び行政財産目的外使用許可の決裁完了後に、個々に道路占用料や行政財産目的外使用料の調定を行うこととした。調定漏れを防ぐために調定管理台帳を作成し、許可番号ごとに調定管理を実施している。 通年で発生する道路占用料の調定について、納期限の設定を占用許可日から1か月以内とするよう是正した。 道路占用の年度更新については、各占用者に対して申請手続きに関する案内を徹底し、3月中に更新に伴う道路占用料の計算を終え、4月1日に調定を行えるように準備している。 調定については、毎年4月1日にならないと財務会計システムに入力できないため、納期限を4月30日としてシステムに入力し、各占用者に納付書を送付していく。この取り扱いについては、令和4年6月30日に開催した船橋市道路工事連絡調整協議会総会の中で、大口の占用者に対して周知した。なお、他の占用者に対しては、更新申請の案内時に通知等で周知していく。

監 査 対 象 機 閣	措 置 状 況 報 告 年 月 日
建築部 建築指導課	令和4年8月15日
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
<p>③ 書類の整理状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>予算会計規則別表第3では、国庫支出金及び県支出金に関する事業計画、交付申請及び交付決定通知は部長の専決事項とされるとともに、財政主管課の合議が必要とされているが、建築物耐震対策緊急促進事業補助金の交付決定変更通知について、部長決裁及び財政主管課への合議がされていなかった。</li> </ul>	<p>・予算会計規則の認識不足が原因である。建築物耐震対策緊急促進事業補助金は令和3年度より建築指導課で新たに取り扱うこととなった国庫支出金であったため、決裁区分について正しく認識できていなかつたが、現在は予算会計規則に則り、正しい決裁区分にて合議を行っている。</p>

監査対象機関	措置状況報告年月日
建築部 住宅政策課	令和4年8月15日
監査の結果	措置の内容
<p>① 予算の執行状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>予算会計規則第50条第3項では、収入未済金を翌年度の調定済額に繰り越したときは、その旨を別に定める収入未済額通知書により会計管理者に通知するとともに、別に定める収入未済繰越内訳書を作成しなければならないとされているが、収入未済繰越内訳書が作成されていなかった。</li> <li>予算会計規則別表第5では、国庫支出金の調定の時期は、交付決定のあったとき又は交付が確定となったときとされているが、令和3年6月9日に交付決定された社会資本整備総合交付金について調定がされていなかった。</li> </ul> <p>[要望事項]</p> <p>広場清掃委託の手引きでは、業務内容として月1回以上の清掃を行うこと、委託料算定基準は広場面積によることが定められている。本手引きは都市整備部公園緑地課の町会等清掃業務委託の手引きを参考としており、委託料も同一となっていたが、参考元の手引きでは清掃回数は月2回以上となっていた。月1回以上としている理由として、清掃人数が限られている、市営住宅の入居者が見回りをしており、公園等とは異なる状況であるため月1回以上の実施で良好な環境が保持されることがあるが、委託料は業務に対する対価であることから、業務内容に応じて委託料を算定すべきと思われる。委託料算定にあたっては、参考元との整合性を図り、適切に設定されるよう要望する。</p> <p>物品管理規則第13条第1項では、物品出納員等は、物品の出納、保管その他の状況を明らかにするため、次に掲げる帳簿を備え、整理しなければならないとされ、第1号で備品台帳が規定されているが、所管施設などで使用している備品の台帳上の所在場所が購入した課になっていた。同規則第22条に規定されている物品の調査をはじめ、再度物品管理規則を確認し、適正に事務処理を行うよう要望する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>収入未済繰越の内訳資料は作成していたが、収入未済繰越内訳書の様式に準じたものではなかったため、今後は様式に準じた形で作成する。</li> <li>社会資本整備総合交付金については交付決定された後に、千葉県で交付金の再振り分けが行われて補正で追加交付される場合がある。また、工事着工後に設計変更を理由に全体工事費に増減が生じ、国庫補助対象工事費の額も増減する可能性があるため、令和4年1月時点では調定を行っていないかった。令和4年度からは交付決定通知を受理した時点で調定を行う。</li> </ul> <p>広場清掃委託の委託料算定については、業務内容に応じて、市営住宅の町会・自治会等への委託料金の改定、民間業者への委託等も含め検討する。</p> <p>物品の管理について、今回指摘されている備品のエアコンは、現状は正しい所在場所に台帳を修正しているが、今後も同様な事例が生じたときは適切に台帳管理を行う。</p>